

令和2年度 東京都税制調査会

第3回小委員会

令和2年10月9日（金）10：01～12：00

都庁第二本庁舎31階特別会議室21

【工藤税制調査課長】 まだ一部、参加いただいていない委員もいらっしゃるんですけども、予定どおり始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今回の小委員会につきまして、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえまして、前回と同様、オンライン開催とさせていただきます。本日は既にお送りしております答申の素案を御確認いただきながら御審議いただければと存じます。

それでは、この後の進行は諸富小委員長にお願いいたします。

【諸富小委員長】 皆様、おはようございます。ただいまから、令和2年度東京都税制調査会第3回小委員会を開催させていただきます。本日は、令和2年度東京都税制調査会答申（素案）について、御審議をいただきます。事務局から答申（素案）の構成や特徴について説明いただいた後に、全体を三つに区分して、それぞれ事務局の説明の後に審議という手順で進めさせていただきたいときます。

それでは、初めに、事務局から答申（素案）構成や特徴と、「第I章コロナ危機下の経済社会」について御説明をお願いいたします。

【高瀬税制調査担当課長】 それでは、令和2年度東京都税制調査会答申（素案）につきまして、説明をさせていただきます。

まず、確定版の資料のデータの送付が直前となってしまいまして、申し訳ございませんでした。もし先生方で、まだそのダウンロードが済んでないという方がいらっしゃいましたら、おっしゃっていただければ事務局から、この後、データの送付をメールでさせていただきます。

それでは、まず、本日使用する資料について確認させていただきます。

資料の確認ですけども、まず、令和2年度第3回小委員会次第、こちらでございます。それから、座席表でございますね。そして、答申の目次。それから、提言のポイントが2枚つけてございます。こちらになりますけども、IIの1 コロナ対策における税制措置というものと、IIの2 感染症対策における地方の役割を踏まえた税制というもの、それから、「新型コロナウイルス感染症」に係る用語についてという資料、そして、答申の本文をおつけしてございます。

そして、資料としては最後になりますが、参考資料ということで、今回、テレワーク税制に関するものであるとか、医療関係団体の税改要望について、参考資料をおつけしています。

資料としては以上となっております。よろしいでしょうか。

それでは、進めさせていただきます。

では、初めに本答申の構成について御説明いたします。お手元の答申素案の目次を御覧ください。

今年度の答申は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑みまして、感染症対策に特化した内容となっておりますので、全体をシンプルに「現状認識パート」と「提言パート」の二部構成といたしまして、全体のページ数も例年の半分程度ということで、コンパクトなつくりとしております。

現状認識パートの第I章では、「コロナ危機下の経済社会」といたしまして、まずは、経済への影響に関する内容を「1 未曾有の経済危機」で取り上げております。具体的には、コロナ禍が我が国経済全体に

与えた影響や回復の見通し、それから雇用や事業活動の具体的状況、そして、コロナ危機下で取られた我が国の財政措置の概要、それから過去の危機との比較などについて記載しております。

次に、社会への影響に関する内容に関しては、「加速する社会全体のデジタルシフト」のところを取り上げております。具体的には、今回のコロナ禍への対応として実施された各種給付金・助成金の給付の際にあらわになったような行政のデジタル化の遅れなどの状況を踏まえた今後に向けての課題認識、それから、新しい日常と言われるような生活の大きな変化であるとか、コロナ禍が都市に与えた影響を踏まえた税制検討のあり方に関する認識などについて記載してございます。

以上、本答申の全体構成と第Ⅰ章の概要説明になります。

なお、第Ⅱ章の概要説明につきましては、この後御説明するお手元の「提言のポイント」、先ほどお示しした2枚の「提言のポイント」になりますが、こちらにまとめておりますので、ここでは割愛させていただきます。

次に、本答申の形式に関する二点、御説明させていただきます。

まず、例年答申本文の小テーマごとに冒頭につけてございます、サマリーというものがございます。これは今、画面の方にお示しをしますが、こちら、こういう形式のもので、太枠で囲ってある、こちらのサマリー部分になりますけれども、これに関しましては、先ほど申し上げたとおり、今年度はかなりコンパクトな答申となっているということもあり、第Ⅰ章の現状の認識パートの方には、特にサマリーのようなものはつけてございません。

しかし、後ほど御説明する第Ⅱ章の提言パートにつきましては、提言内容が一目で分かるようにということで、「1 コロナ対策における税制措置」と「2 感染症対策における地方の役割を踏まえた税制」のそれぞれについて1枚ずつ、これまでのサマリーに代えてお手元の「提言のポイント」を作成しました。これを答申本文の適切な位置に挿入することにつきましても、後ほど別途お時間を設ける第Ⅱ章の御審議の中で御意見をいただければと存じます。

次に、二点目になりますが、本答申では、特に正式名称を明記する場合であるとか固有名詞の中に一部含まれている場合を除きまして、「新型コロナウイルス感染症」のことを単に「コロナ」と表記しております。その他、「コロナ禍」であるとか「コロナ危機」であるとか、幾つか合成語も使用しておりますので、こちらの用語の扱いにつきまして、お手元の「新型コロナウイルス感染症に係る用語について」という資料も作成いたしました。これは答申冒頭の目次の次ぐらいのところに挿入することを考えておりますが、こちらについても、併せて後ほど別途お時間を設ける第Ⅱ章の御審議の中で御意見をいただければと考えております。また、その際にも改めてリマインドをさせていただきます。

それでは、答申本文に沿って、第Ⅰ章の答申の内容を御説明させていただきます。

まず、1ページをお開きください。

1の「未曾有の経済危機（1）日本経済への影響」のところになりますが、こちらでは、実質GDPの直近の数値と民間シンクタンク等の今後の予測等を踏まえまして、本格的経済回復には数年を要するおそれがある、としております。

また、在宅時間が増えたことなどにより、電子商取引、それから動画配信サービス、SNS、ゲーム・コンテンツ制作、ウェブ会議システム等の関連企業は、むしろコロナ禍の中で収益を伸ばしている一方で、インバウンド消費の急減などにより、観光、飲食、アパレル、航空・鉄道等の旅客輸送などのサービス業が大きな経済的影響を受けており、コロナ後の経済を展望するためには、経済回復の見通しと併せて、コロナが各産業や業種に与える影響の見極めも必要である、としております。

次に、2ページになりますが、「(2) 雇用及び事業活動への影響」のところですが、コロナ禍で最も経済的影響を受けたのは、人との接触が多く、テレワークが困難な業種であり、それらの業種では非正規雇用労働者の割合が高い、としております。

また、続く3ページになりますが、全国のコロナ関連の倒産の増加について触れまして、コロナ禍が長引けば今後倒産だけではなくて、廃業が急増する可能性もあるとしてございます。

次に、4ページから始まります「(3) コロナ危機への対応」でございますが、政府の緊急経済対策の概要について触れるとともに、日米欧などの先進国のGDPに対する債務残高の比率が前年より23.5ポイント増え、128.2%ということで、第二次世界大戦直後の状況を上回る見通しである、としております。

続く、5ページになりますが、今回のコロナ危機を過去の危機と比較しつつ、過去の危機との決定的な違いを、経済活動自体が被害を拡大するという特性から来る、危機の規模及び持続期間の不確実性の高さであるとして、そのため、収束に向けた複数のシナリオを想定しつつ、中長期的な視点で財源確保策を検討していくことが必要である、としております。

次に、6ページになります。

2の「加速する社会全体のデジタルシフト(1) 行政のデジタル化」のところでございます。デジタル化は手段にすぎない。目的は、行政サービスの質(QOS)の向上であり、省庁や自治体の垣根を越えた公共部門の全体最適化であるとし、適時、的確、円滑な給付を可能とする制度やオンラインシステムを本格的に検討する時期が来ている、としております。

次に、7ページから始まります「(2) 変容するライフスタイルと都市」のところになります。ここでは、特にウェブ会議システムの利用で進みましたテレワークの普及による勤務形態の変化、それから、電子商取引・キャッシュレス決済の利用の増加など消費活動の変化について触れまして、日常生活の様々な場面で、外出や人との接触を必要としないライフスタイルが定着しつつあるとしてございます。

続けて、7ページから8ページにかけましては、都市の変容について触れてございます。都市のオフィスに通勤するライフスタイルに変化の兆しが見える一方で、今回のコロナ禍がもたらした、こうした変化の兆しが今後も永続するか、どのような形で展開されるかは早計に判断できない、都市がデジタル空間との役割分担を明確にし、全体として都市機能を最適化していくのではないかとしております。

以上で、第I章の答申本文の説明は終わりになりますが、最後に、答申の、毎年、巻末につけてあります参考資料と、それから、本日の答申の素案にも、下の脚注をつけているところとつけてない、まだ間に合っていないところがございますが、次回の小委員会の際には、全てご提示できるようにしたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、今の第I章について、皆様から御意見をいただく、あるいは質問でも構いません。どいう形がよろしいでしょうか。画面で手を挙げていただく一番私からは分かりやすいんですが、いかがでしょうか。あるいは、その画面が表示しにくい場合はチャットで書いていただいても結構です。

では、高端委員、よろしく申し上げます。

【高端委員】 はい。二点ほどあります。一つが、4ページになります。4ページの一番下の「先進国のGDPに対する債務残高比率が」というところの「第二次世界大戦直後の1946年124.1%を上回る見通しとのことである」というくだりです。もちろん世界的にこの新型コロナ禍によって債務残高比

率がかなり高まっているのですけれども、第二次世界大戦直後とは状況も違うし、日米欧など27か国のGDPを当時の同じ27か国のGDPと比べても、そもそも分母自体の性質も大分違うというところで、この第二次世界大戦直後の1946年の数字を上回る見通しだという指摘がどれだけ意味があるのかということが気になりました。個人的にはこのくだりは取ってしまい、その代わりに、要するに相当な規模になっているということが述べられればいいのかと思います、いかがでしょうか。

もう一つが、7ページの下から8ページのくだりを拝読していて、7ページの一番下、都市の変容の上のところの辺りに、「必ずしも外出や人との接触を必要としないライフスタイルが定着しつつある」という表現があります。これは読み方にもよるでしょうけど、「定着」という言葉はそれなりに強い言葉なのかと私は解釈しました。つまり、もうこういう方向に世の中行くんだという認識なのかと思ったんですね。しかしその後を読んでいくと、もう少し慎重というか、いろんな側面を切り分けた丁寧な議論が続いていくので、少し違和感を覚えました。そこで、今申し上げた「ライフスタイルが定着しつつある」というところは、「定着しつつある」というより、むしろニュアンスとしては必ずしも外出や人との接触を必要としないライフスタイルの経験が日常生活の中で蓄積されてきているというような、たとえば「コロナ禍がそういう方向性を生み出しつつある」という風な表現がいいのかな、と思いました。

最後です。その直後の、8ページの4行目、5行目辺りなんですけれども、ここは、「都心のオフィスに通勤するライフスタイルに変化の兆しが見え」、リモートワークで「密集を避け、都心から郊外に生活拠点を移そうとする人々も現れ始めている」ということで、ここまでは読みやすいんですけれども、その後、段落も変わらずに「今後「職住近接」のニーズが高まり、働く場と居住の場の融合が起こっていく可能性もある」とあって、どういうことを指しているイメージすればいいのかが、私はすぐ読み取れなかったんですね。つまりその前の点ではリモートの話をしていて、その直後に「職住近接」の話になっている。おそらく違うシチュエーション、地域特性とか職業の特性とかで、リモート化の傾向も「職住近接」の傾向も出てくるという話なんだと推測していますが、このくだりの意味が、ぱっと読んだときに読者に伝わるのかなという心配がよぎりました。

すみません、以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他の委員の皆様も。佐藤委員、よろしくお願ひします。

【佐藤委員】

まず、何点かですけど、まず一つ、最初の方で影響は一律ではないということで、その売上げが伸びた業種もあれば、下がった業種もあるねということなんで、これはクリアに言うべきかどうか議論があるかもしれませんが、だからこそ、例えば消費税の減税のような一律の対応ってあまり意味ないよねと。暗に一律10万円支給するのもあまり意味なかったんですが、これやっちゃったことなので。つまり一律な減税とか、一律な給付とか、そういう対応じゃなくて、やはりある程度、本当に困っている人、困っている業種に対するきめ細かい対応が、本来一般論ですけど、求められるよねという、何かそういうニュアンスがどこかにあっていいのかなというのと、それから、今回はコロナですけど、コロナだけが危機ではないので、結局そのコロナの次に我々が迎える、迎えているんですけど、高齢化という問題もありますので、この次の危機に備えるためにも東京都の財政基盤、今回、財政調整基金、結構使っちゃいましたので、東京都の財政基盤の強化というのは求められるだろうと。これはご案内のとおり都市の高齢化はこれからですから、何かそういうニュアンスってあっていいのかなと。今回、コロナに注目するのは、それは結構なんですけれども、ただ、そのコロナだけ見ていると結局、目先の需要をどう喚起するかどうか、目先の景気を

どうするかという話になっちゃいますので、そうじゃないと。実は、そういう財政基盤の強化という、構造的な側面、今取り組んでいるけど、中長期的な課題にも取り組んでいくというニュアンスはどこかあっていいかなと思います。

実はそれに関わるんですけど、廃業がこれから増えるだろうと。廃業・倒産、実際増えていますので。ただ、これはある意味、もちろん例えばコロナが収束すれば戻る業種もあると思うんですよね。それは、例えば航空産業とか交通関係はそうかもしれない。だけど、恐らくこれを契機に戻らない産業、例えば中小零細の飲食業であるとか、ライフスタイルが変わるということはそういうことですよ。なので、やはりこれ、恐らく中長期的にこれからも多分、収益が、売上げが回復できない業種もあるということを考えると、その産業全体にも一つの構造転換があると思うんですよね。そのときに、どうしても失業も増えて雇用の問題が出てきますので、ある意味、その雇用の流動化、つまり収益の下がっていった部門から、要するにこれから出てくる部門に対して、デジタル産業もそうかもしれないし、また、宅配系もそうかもしれませんが、あるいは介護・医療はいわんやですけど、そういうこれから伸びるであろう、これからニーズが高まるであろう産業へのスムーズな雇用の移動というの、これもなければならぬ。これは税制とは直接関係ないんですが、一般論としてはあるのかなと。だから、何を言いたいのかというと、廃業が増える、だから何とかしようじゃなくて、廃業は増えていくのは、ある意味、いいか悪いかは横に置いておいてしょうがないとしたときに、じゃあスムーズな次の雇用の受皿への移動というのを促していくというのは、あってしかるべきと思いました。結局、これからの危機ということも考えると、まずは非常時の財政として当面のコロナ対策をしっかりやりましょう、それはあっていいんですけど、中長期的な課題として、平時の財政というのは、そこは財政基盤を強化するというのと、今申し上げたとおり、コロナを契機に露呈した構造転換と。コロナを契機に加速したと言うべきですね、加速したデジタル化も含む構造転換というのに対して、東京都の財政も、それから政策も、それにちゃんと順応できるように変えていく必要があるんじゃないかというのは一つの問題提起としてあってしかるべきかと思います。

あとは、素朴なところで、最後の方に、何だっけ、職住、新しいライフスタイルに即した、8ページか、一番最後に、新しいライフスタイルに即した形での、税制の検討が求められるというのがあるんですけど、具体的に何だろうという、何か例示があつていいのかなという気はするんですけど、一つあるのはというのは、我々は今そうですけど、実際、自分のオフィスが事業所に、要するに自分の家がオフィスになっているだけですから、ここの光熱費をどうするのと。瑣末ですけど、自営業者であれば、ある意味、自分の自宅でもある程度、光熱費引けるわけじゃないですか。サラリーマンはできませんよね。

ただ一方で、サラリーマンは給与所得控除という妙に手厚いのがあるわけなので、実は、つまり通勤している人の控除も在宅している人の控除も給与所得控除という意味では一緒くたになっているわけなので、果たしてこれでいいのかなという議論はありますし、もちろん後での議論はありますが、住民税の現年所得化というのは、これは今回また取り上げていただいておりますが、何かそういったところも、収入が不安定な人も増えれば、当然そういった対応も求められるかもしれない。ただ、何か具体例があった方がいいかなという気は、ぱっとこれだと決め打ちはできないんですけども、何かあった方が、問題提起としてクリアかなという気はしました。

すみません、取りあえず以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

工藤委員から高端委員の発言とも関係するコメントをしたいという要望があるんですよね。よろしく願います。

【工藤委員】 ありがとうございます。すみません、ネット環境が悪くて、ビデオをオンにするとたちまち切れてしまうようなので、ビデオオフで失礼いたします。

三点ございまして、関係するところから先に申し上げますと、まず、2番の加速する社会全体のデジタルシフトの部分です。ここは、まず、全体の何というか構成としては、2番のタイトルがデジタルシフトであるにもかかわらず、必ずしも中に書いてあることが全てデジタルシフトの話ではなくて、やや、都市の変容のところだとデジタルの話だけではないこともかなりあります。デジタルでまとめるのであれば、都市に関する変容とか、先ほど、まさに高端委員がおっしゃっていたような仕事の形態の変容であるとか、その辺りは分けた方がいいのかなという印象を受けました。要はデジタルシフトという中に、(1)行政のデジタル化、(2)変容するライフスタイルと都市ということで入れると、どうしても(2)もデジタルに関係する変容ということで、確かに新しい日常の中にあるものは一部それに準じた形で書かれているんですが、7ページから8ページにかけての都市の変容は必ずしもそうではないということで、ここに押し込めると、かえってこの都市の変容というところが分かりにくい。これは高端委員が御指摘の分かりにくさというところとも少し関係するのかなと思いましたので、ここ、第一点、少し考えた方がいいのかなと思いました。

さて、その意味で考えますと、実は都市の変容というところはもう少し書き込んでもいいのかなと思っています。これは二つ目のコメントになります。今回の東京都問題と申しますか、東京都でなぜ新型コロナウイルスの感染者が多いのかとか、いろいろな特殊性を考えると、やはり大都市の特殊性というのが東京都問題をかなり規定しているということは間違いないですし、そのときにももちろん考えられるのは、この効率のよい都市空間ということも重要ですが、やはり地方都市にはない職業や、そもそも仕事のあり方、これは前の、昨年のおきにも議論されたと思いますが、クリエイティブ産業であるとか、それに伴って非正規が非常に地方よりも多いとか、そういった都市の特徴というのがかなり今回の新型コロナウイルスの影響、それから、恐らくは、これは佐藤委員がおっしゃっていたこととも関係しますが、今後のことを考えると、相当あり方が変わってくるということはあると思いますので、そういう意味では、7ページ、8ページの都市の変容をデジタルシフトの中に押し込めるのではなくて、都市の特殊性とか、東京都の特殊性というのは何かというのを整理した上でまとめた方がすっきりするのかなと思っています。そのところをご検討いただければというコメントです。

三つ目は、これは実は佐藤委員に言っていたという感じなんですけれども、私も、3ページの倒産・廃業のところは、それは東京都の特殊性も考えますと、かなり産業構造の変化とか、丸ポツの三つ目に書かれていますように、非正規労働者、フリーランスなど、もともと非常に不安定な中で働いている人たちが多く、この方たちの今後のあり方というのが変わってくるということは間違いないので、そういった意味では、長期的な、この後どうするのか。新型コロナが落ち着いたからではなくて、その後どうするのかという話に対しての何かコメント等があってもいいのかなと思いました。

以上三点です。ありがとうございました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

続いて、土居委員、挙手されているということでよろしいですか。

【土居委員】 はい、聞こえますでしょうか。私から意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、行政のデジタル化のところなんですけれども、当然、国としての、国側の行政のデジタル化の遅れというのはあると思うんですけども、返す刀で、ブーメランというんですかね、東京都はどうなんだということを、ここでは何も、ほとんど触れてない感じなんですけど、東京都でも遅れがあったということだ

とすれば、そこは素直にここで記しておかないと、何だ国のことばかりあげつらっているだけじゃないかと言われてしまうおそれもあるという気はしていて、できれば、国も地方自治体側もいろいろデジタル化には遅れがあったと、今回露呈したというような書き方にしておいた方が、自らの至らぬ点も認めています、まあ私が至らないというわけじゃなくて、むしろ事務局に苦言を呈しているような形になってしまうというのは私としては大変心苦しいところではあるのですけれども、でも、答申ということなので、あくまでも都民として国に対してもそうだけれども、都に対しても、ないしは区市町村に対してもデジタル化の遅れがあったところを今後改める必要が出てきたんだという、そういうことを、そういう書き方にした方がいいんじゃないかと思いました。

それから、もう一つ、佐藤委員が指摘されていた一律に給付したり、減税したりするということは、はっきり言えばよくないという点は私も同感で、この方針、方向性を前もってここで明記しておく必要があるんじゃないか。どこかというのは、場所はお任せしますけども、そういう書き方にすべきではないかと思いました。

それから、もう一つ、財政調整基金の件なんですけども、これは皆様には釈迦に説法なところがあるんですけど、国と違って地方自治体は、都も含めて、最終的に年度末で地方債を発行して調整するという、そういう慣行があるわけですね。国の場合は、むしろそうではなくて、あらかじめ国債を発行するというのを補正予算できちんと組んで、もちろんその発行しなくて済んだ分は、後で、決算段階で発行しなかったという処理をすると、こういうような形になるというところが、どうしてもイメージとして、国の予算が地方も同様なんだろうと、これは多くの国民がそう認識しているんだと思うんですけど、国の予算編成と地方の予算編成、違う部分が我が国であるということ踏まえると、財政調整基金が年度初めにいきなり残高がぎりぎりでしたということは、それはいきなり地方債を発行しないで、まずは財調基金とか手持ちの積立金を取り崩して対応しつつ、年度末で地方債を増発するということにして調整するということだから、先に借金が立つわけじゃないと。むしろ財調基金が取り崩されるのが先だというのが、地方財政ならではのことなので、その財調基金が大きく取り崩されているという現象が一時的に年度内で起こるということを殊さらあげつらうというのは、私は少し時期尚早なんではないかと。年度末決算締めたところで幾ら残高が残っているのかというところを確認してから財調は調整する、一応、何とか第1波、第2波ぐらいまではもったけど、これだけでは足りないということがもし決算締めたところから出てきたということだとすると、それなりの備えが必要なんだという、こういうようなところを丁寧に示していく必要があるんじゃないのかなと。当然、この答申を読んで、その財調にもう少し備えが必要だというのは、それは私も同感なんですけれども、ただ、年度初めにいきなり残高が減ったということを、そこがクローズアップされると、それは何か、国は借金していて、地方自治体は財調を取り崩しているという話になってしまうし、もっと言うと、そもそも税収の減収が確定しなければ減収補填債も発行できないのかという、そういう地方財政制度ならではのことがあったりするから、いきなり借金はできないんだという面は、なかなか多くの国民、住民の方には、それは認識されてないことなので、少し書き方については丁寧にする必要はあるのかなと思いました。

それから、もう一つは、これは具体的なんですけれども、11ページで、給付付き税額控除のことが書かれていて、私はその書き方自体は賛成というか、いいと思います。それに加えてということなんですけれども、行政のデジタル化という話も書いているところではありますから、デジタル化とは関係ない文言ではあるんですけど、給付付き税額控除のもう一つの利点は、税額の計算をすることを通じて、給付額の計算もできると。税額の確定、給付の確定が、給付額の確定が一度で済むというところがもう一つのメ

リットとしてあると思いますので、そういう利点もここに記しておくといいいのではないかと思います。

私からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他の委員はいかがでしょうか。

金井委員、よろしく願いいたします。

【金井委員】 はい。何点か既に指摘されている点もあると思うんですけど、一つは、今回、業種によっても、それから働き方の形態によっても影響が大きく違うということがあって、特に非正規雇用に関する影響が非常に大きい。これは今までも雇用形態によって、状況はかなり違っていたのですが、そのことの弱点が非常に強く出て、それに対するセーフティネットは非常に不足していたということです。恐らく佐藤先生がおっしゃるように、雇用の流動化をさらに進めざるを得ないかもしれない。業種ごとに業績が違う以上は、労働者は移るとなるかもしれない。その流動化が同時に非正規化を意味すると、ますます今後の問題を加速化させてしまいます。雇用流動化という対策のつもりが問題を生み出すということになるのです。非正規労働しかないとか仕事がないときの生活保障の仕組みを考えておかないとならないということ非常に大きく明らかにしたのではないかなというのが第一点目であります。経済の構造が変われば、強制的に雇用形態は変わらざるを得ないといいますが、流動化せざるを得ない。流動化しなくても、倒産してしまえば結局、流動化は強制的にさせられてしまうと。そのときの保障がこれまでの日本社会には全くなかったということが非常に深刻な問題だったのではないかなということです。流動化とか雇用の形態とか、仕事がなくなったときにもどういうふうに生活を継続させていくのかという仕組みが重要じゃないかという気がいたしています。

二点目は、それに関係するんですけども、要するに6ページ目でデジタル化の遅れが露呈したと書いてあるんですけども、これは私、認識が違うのではないかと考えています。デジタル化が遅れているのは事実なんですけれども、デジタル化の遅れによって、特別定額給付金の問題が生じたわけではありません。むしろ日頃から給付をする仕組みといいますが、現金支給の回路といいますが、行政と個人のルートが開拓されていないと。これは、まさに土居先生がおっしゃったように、毎年、給付付き税額控除のような形で各納税者とお金がやり取りできる、言わばルートが開拓されていけばできた仕組みでした。実際、年金とかに関しては日頃から開拓されていますから、別にデジタル化が進もうと進まない、年金の給付が止まるということはないわけですね。だから、年金のような形で常に行政との給付の回路が開拓されていないということの方が問題です。逆に言うと、簡単に言えば、企業とか働くことでしか金が入らないという仕組みをつくってきたこと自体の問題が露呈したのであって、デジタル化の遅れという話に論点をそらすというのは、これは、私は間違いじゃないかと考えています。ただ、じゃあ、デジタル化が進んでいたのかと言えば、進んでないというのが事実だと。それはだから別問題として議論しなければいけない。しかし、デジタル化が幾ら進んでも、個々の納税者とか個々の住民とお金をやり取りする回路が日常的に構築されていなければ、やはり同じ問題が起きると。

今回の問題がなぜ起きたのかと言えば、急遽、システムを作れば、当然、いろいろと練習もしていないからトラブルが大量に発生するわけですね。それを急いで無理やりやれと言ったせいで今回トラブルが起きたと。はっきり言えば、今回、デジタル化を使わなければ、むしろ定額給付金はもっとうまくいったということです。一部の官僚たちが、何かデジタル化を進めることがいいことだと錯覚して机上論でやったせいで現場では大混乱して、最初からデジタル方式を使わなければもっと早くできたはずだということですね。だから、これはデジタル化が遅れているということとは全く無関係です。急いでもうまくシステム

は組めない。そんな天才的なプログラマーがいないということがデジタル化の遅れだと言え、それはそうかもしれませんが、通常は何回かテストして、それでシステムを直していくのが普通なので、こんな急いでプログラムを作ったからといって、うまくいくはずがないので、デジタル化の遅れとは全く関係がないというのではないかと考えています。もっと露骨に言ってしまえば、日本は幸いデジタル化が遅れていたので定額給付金が給付できたんですよ。もし完全に現金給付手続がデジタル化していれば、全く止まっていたでしょう。日本の自治体は手作業でちゃんとやる能力がまだ存在していたので、辛うじて救われた。だから、デジタル化の遅れによって結果的には救われていたのです。社会がデジタル化しなきゃいけないという話と今回の問題の話は少しずれているのではないかと。むしろ重要なのは、土居先生がおっしゃったように、日常的な回路といいますか、その給付が個人との間で行政がやり取りしている。それが、その回路が構築されれば、デジタル化されればさらに早くなるし、よりうまくいくと思いますし、仮にできない人がいれば、できない人にだけ人力を注入するということができると思うんです。何か論点はずれているんじゃないかなと思います。デジタル化を進めるべきだという話と今回のような問題に対応すべきという点は少し違うのではないかなと考えています。

それから、三点目は、これはデジタル化が進むということのメリットしか書いてないんですけども、デジタル化が進めば、デジタル的なウイルスが蔓延するということだってあり得るわけで、今回はこの程度のデジタル化だったのでこの程度で済んでいますけれども、何かデジタル化したら問題が解決するというのは、楽観し過ぎではないかと。完全に手作業のルートがなくなったときにシステムがダウンすると、本当にシステム復旧するまで何もできないということになるわけでありまして。デジタル化が進むというのは必要だし、多分必然だと思うし、それはやっていく必要があると思いますが、それで何か問題が解決するというのは楽観的な期待にすぎないのではないかなと印象を持っています。

あと、細かいことですが、7ページ目の下の方でデリバリーサービスってありますけど、別にデリバリーって必ずしもデジタルとは限らないので、何か、しかもデリバリーで来た人が接触することもあるので、自分が買物に行くか、他人に買物をさせるかの違いなので、あまりどうかなという気はします。物を置いていくという、本当に接触しない郵便なら、あるいは宅配なら、それはそうですけれども、どうもあんまり何か少し違和感があるなという気がしました。

取りあえず以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

今伺っているのは石田委員、それから佐藤委員が追加で、それから、今挙げておいていただけますか、沼尾委員、それから吉村委員ですね。時間の関係でここまでとさせていただきますと思います。

【佐藤委員】 デジタル化の話なんですけど、多分、東京都はデジタル化が進んでないんじゃないと思います。独自のシステムを構築してしまっているんで、標準化が進んでないという言い方が多分正しいんじゃないかなと思います。他の自治体との連携が、だからうまくいかないということで、デジタル化というよりは標準化の推進が本当は必要だったんだというのが一つ目。

二つ目なんですけど、出口戦略、くどいようなんですけど、これまでは持続化給付金とか雇用調整助成金とか、今の雇用を守るというところでとどまっているんですね、政策が。皆さんおっしゃるとおり、これから廃業も、これから産業構造が転換するということを考えると、その出口として何があるかと。その一つの例として、給付付き税額控除のようなもので本当に困っている人を支えるという、そういう仕組みがあっただけいいよねということと、もちろん今回は関係ないかもしれませんが、職業訓練のようなものをもっと充実させなきゃいけないねという議論があっただけいいんだと思うんですね。

それから、最後ですけど、多分、土居先生や金井先生がおっしゃっていることに関わるんですが、ないのはワンストップだと思うんです。つまり税を払う窓口と給付をもらう窓口と本来一緒になきゃいけない。それから、いろんな各種給付があったときに、実はそれって、同じ窓口であればこそ申請は楽になりますよね。だから、ワンストップであるべき。これはデジタル化の鉄則でもあります、ワンストップというのは。

それから、あともう一つ、アウトリーチだと思うんです。本当に困っている人が自分で申請するとは限らない。これは母子家庭の貧困問題の、これは典型例なんです。なので、もっとアウトリーチという視点があつていいんじゃないか。ここは、多分、デジタル化がうまく利用できるんじゃないかな、情報が集まるので、と思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、石田委員、よろしくお願いします。

【石田委員】 土居先生と同じような意見なんですけど、今回、特別定額給付金で、23区って特別区で皆さん同じだと思っていたのに、支給の開始も違うし、受け取るのもすごく差が出た。23区の区民の人は同じ東京都民なのに、こんなにも住んでいるところによって違いがあるのかということが分かったことと、子供の教育を、例えば子供の教育一つ取っても、オンラインの授業がスムーズにできたところ、それから、子供たちがスムーズにできなかった区。23区が同じじゃなかったということが、すごく今回現れたということも一つどこかに書いておいていただきたいと思います。東京都としての行政がこんなにも違いが出たということは、東京都も国と同じで、全部に同じように都民にサービスを提供できなかったと私は感じました。 以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

沼尾委員、よろしくお願いします。

【沼尾委員】 ありがとうございます。基本的な意見はかなり先生方が発言されているので、一点だけ補足という形で、6ページ目のデジタル化のところについて一言申し上げたいと思います。

三つ目のポチのところ、「デジタル化は手段に過ぎない」というのは本当にそのとおりで、これは先ほどの金井委員の御発言とも関わると思うんですけども、問題は次で、その目的が行政サービスの質向上と。これは確かにそういう一面もあると思うんですけど、次で「省庁や自治体の垣根を越えた公共部門の全体最適化であるという制度設計の基本思想」というところがあって、これが何を指すのかということが非常に気になりました。と申しますのは、今、佐藤委員からもシステムの標準化の話が出ましたけども、つまりシステムを共通化して、かなり集権的なデータ管理にしていくのか、それとも標準化しつつカスタマイズできるようなローカルな業務のあり方みたいなものも残しつつ全体最適を目指すのかとか、この辺りのところがいろんなふうに解釈されてしまうのではないかと。そもそも行政のデジタル化といったときに、アナログデータをデジタルデータにするという話の他に、例えば庁内でのデータの共有ですとか、あるいは国と地方の間でのデータの共有とか、さらに言えば行政データのオープン化で民間との共有とか、相当行政のデジタル化しているフェーズがあって、何かそこを整理した上で、ここではデジタル化のどこの部分を扱うのかということが大変重要ななと思いました。

一つは、この後、税務手続の話のデータの話が出てくると思うんですけども、今、金井委員や佐藤委員からももう少し、例えばワンストップ窓口の話とかアウトリーチの話であるとか、そもそもの、例えば給付の制度があって、それをデジタル化するんだというような業務全体の見直しのあり方と制度を補完する

というようなどころもあると思うので、その辺りを整理した上で、ぜひこの行政のデジタル化というところの表現に手を入れていただければと思ったところでございます。

今だと、円滑な給付を可能とする制度に、かなり矮小化した記述になっているので、その辺りの整合性を取る必要があると思いました。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、吉村委員、よろしくお願いいたします。

【吉村委員】 吉村です。

既に御指摘あったように、デジタル化の話といったときに、手続きがオンラインで済むのか、あるいは、行政内での処理がどう処理されるのかという問題と、あとデータというか個人情報を含めての情報の管理という話がありますので、やはりそこは区別して論じられた方がいいのかなと思いました。

それとあと、前回も申し上げたように、2のところ感染症対策と税制ということなので、1の最後のところでは回復期というか、今後どうするかという話にはなっているものの、何か感染が2の方ではウィズコロナで続いているような状況もあるのかなと、書かれている前提としてあるのかなというのが少し気になっていて、申しますのは、先ほど、今の状況で廃業が増えていくんじゃないかという話もありましたけども、それがいつか回復期に入れば、今度はまた新しく起業されていくという方々も増えていく。あるいはフリーランスとして活躍していくという方も増えていくんでしょうから、そういった方々をどうやって支援していくかというようなどころも、この2のところですかね。感染症対策じゃなくて、それは別途の経済対策なんだということかもしれませんけども、そういった視点もあり得るのかなと思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、時間的问题もありますので、この第I章については、皆様から御意見をいただくのはここまでとさせていただきます。

事務局から全てお答えいただくのは時間上難しいかと思いますが、もし、特段何かご返答、あるいはお返事、質問に対してお答え等がございましたら、よろしくお願いいたします。

【工藤税制調査課長】 今いただいた御意見、たくさんございましたので、まずはいただいた意見を、こちらでも少し整理させていただいて、答申をどのように反映させるか、次回の小委員会に向けて整理を進めたいと思います。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、次に事務局から「第II章感染症対策と税制」の「1 コロナ対策における税制措置」について、説明をお願いいたします。

【工藤税制調査課長】 それでは、「第II章感染症対策と税制」の中の、まずは「1 コロナ対策における税制措置」、こちらについて内容を御説明させていただきます。

具体的には、先ほどご案内いたしました提言のポイント、1枚ペラのところになりますけども、こちらを使って御説明してまいりたいなと思います。

内容に入る前に、本パートのスタンスでございますけれども、今第I章、様々御意見いただいたところでございますが、コロナ禍においてもたらされた、あるいは今後顕在化するであろう、様々な影響や社会変容。そして、国の緊急経済対策、こちらの内容等も踏まえながら、主に生活困窮者への支援というのと、今の社会変化への対応する観点というところから、取るべき税制措置というのは何かということで、提

言のパートとして作成しております。

目次にございますとおり、（１）から（４）までの項立てとなっております、本文では該当ページは 9 ページから 17 ページとなっております。こちらにも必要に応じて御覧いただきながらと思います。

では、内容について、提言のポイントで御説明してまいります。

一つ目の丸につきましては、「一律給付と税による事後調整」というところですが、特別定額給付金をめぐって、支援の必要がない者への給付の是非というものを踏まえまして、緊急時に支援の必要な者と必要のない者を見極めるというのが、まずは困難ではないかと。それから、一律給付を実施する場合は、収束した後に年末調整や確定申告のときに所得の状況に応じて税により調整を行う新たな仕組みを検討すべきとしております。

二つ目の丸につきましては、「給付付き税額控除の検討」でございますが、コロナの影響が長期化することによる所得格差の拡大の懸念ですとか、セーフティネットの必要性、それから、このコロナ禍を機にしまして、中長期的に生活困窮者を支えていく観点から、社会保障給付と税額控除が一体化した仕組みであり、課税対象外の者にも効果が及ぶ給付付き税額控除の導入について検討を始めるべきとしております。

三つ目の丸でございますけども、こちらは「国の責任で行うべき地方税の軽減措置」です。

コロナ禍での重税感ですとか、税負担の地方自治体における地方税収の重要性等に鑑みまして、厳しい経営環境の中で中小企業等が固定費、固定経費等の支払いの負担が大きいという中で、国は収益が減少した中小企業等に対して軽減措置、地方税に対して軽減措置を取っていますが、さらに軽減措置というものを講ずる場合も、国費によって全ての地方自治体に全額補填すべきとしております。

四つ目の丸は、「軽症者等への支援」でございますが、今般の緊急経済対策でも措置されていない視点なのかなと思っておりますが、軽症者の経済的負担に着目して、入院患者の医療費などは公的負担となっている一方で、自宅で療養する軽症者等が感染を広げないために購入する日用品等、こういったものが自己負担であるということで、こうした費用を所得控除または税額控除の対象にすることを検討するべきではないかとしております。

五つ目の丸でございます。「個人住民税の現年課税化の推進」ですが、こちらは昨年度の答申でも述べているところになってまいります。コロナ禍で前年度の所得をベースに課税する個人住民税の負担感が増していくということが考えられることから、ポストコロナを見据え、具体化に向けた検討を加速させるべきとしております。

六つ目の丸。「テレワークを推進する税制優遇の検討」では、テレワークの有用性と定着を進めていく観点から、企業、それから従業員のテレワークに要する費用の控除範囲を拡大するなど、さらなる税制優遇措置というものを検討するべきとしております。

七つ目の丸でございますが、「将来を見据えた税制のあり方」ですが、これまで述べてきた給付付き税額控除ですとか、個人住民税の現年課税化も含め、適正公平な課税の実現やセーフティネットの構築に向けた所得情報を正確に把握することが必要不可欠であるということから、国民にその恩恵を心から実感できる行政のデジタル化が求められているとしております。

こちらの内容の説明は以上ですけども、このパートに関連しまして、実は今日追加で用意させていただいた資料がございます。

お手元にも、こちらの第3回小委員会の資料、追加の資料がございます。こちらをつけた背景でございますけども、本文の14ページのところでテレワークの推進に関する記述というものがありますので

ども、このときには海外の税制措置というのを答申の中に書かせていただいているんですが、それを補完する資料として用意しております。

それから、「医療関係団体の税制改正要望」というのもつけさせていただきました。

本文の12ページの最後のポツのところに、医療機関への支援に関する記述というのをさせていただいております。

こちらは、実は医療機関についての議論というのは、実は第1回、第2回の小委員会では特段意見は出ていないところなんですけれども、事務局が用意していなかったというのがございますので、論点設定等もしていなかったんですけども、このコロナ禍において医療提供体制の確保の重要性というのも注目されているところもございます。素案の審議のタイミングではございますけども、医療機関に対する税制措置についても、もし御意見がございましたらということで、用意させていただきました。

長くなってしまいましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、ただいまの説明の第Ⅱ章のうちの1についてのご質問、コメントをいただきたいと思っております。前回、先ほどのセッションで御発言いただけなかった先生方、できれば優先的にと思いますが、小林先生、関口先生、それから松原先生、もしございましたら、先にとお思います。いかがでしょうか。

【関口委員】 御説明をありがとうございました。

特に細かい話をするというよりも、全体を読ませていただいて、感じたことを初めに申し上げたいと思っております。

いつも都税調の答申を作るときに、対国との関係とか、あるいは他の都道府県との関係とか、あるいは都の中の区市町村との関係ということの記述が難しいと思うんですね。今回はコロナ禍の話から入っているので、国際課税というか、さらに規模を広げた話も入ってきているので、都民の視点というんですかね。都の視点が若干薄まっちゃっている感じがして、初め読んでいるときに、どこの答申なのかという感じがありました。先ほど工藤委員が、東京都の特殊性という話をされたと思うんですけども、もしいろんなパーツで東京都がどういう状況なのかというのが入ると、読み手が都民だとすれば、都税調の答申であるということが改めて認識されるんじゃないかなという気がいたしました。これが一つ目です。

二つ目は、先ほど来いろいろ話が出ていますけれども、今回のコロナが発生したことによって、産業構造の変化とか、ライフサイクルの変化とかも加速化したと思うんですね。それは同時に、今までの問題が顕在化してきたことでもあると思うので、この答申の中に、今まで議論してきたような話も当然入ってきていいんじゃないかという気がしているんですね。何を申し上げているかといいますと、税制で言えば、産業構造の変化とか、ライフサイクルの変化とかしているのであれば、納税時の規則の問題とか、そういった話をもっと議論の対象になってくると思うんですね。

ですので、例え話ですけれども、税収を取った後の配分の問題として、これまで都税調は地方消費税の清算基準とか、あるいは法人事業税の分割基準とか、法人住民税の分割基準とか、いろんな話をしていると思うんですけども、その問題は当然この変化の中でも乗っかってくる話だと思うので、少し、何ですかね。今回のテーマからは外れているといえばそうなのかもしれないんですが、コロナの関係の話としてフォーカスしてしまうと、何かもったいないなという気がしまして、どこのタイミングで申し上げていいかわからなかったもので、少なくとも都税調の話なので、税の辺りで話をすれば大ざっぱな話はいいかんと思って、発言させていただきました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、先に松原先生からリクエストが来ていますので、松原委員、よろしくお願ひいたします。

【松原委員】 今年度はなかなか出席できず申し訳ありません。私も工藤委員と一緒に、電波の都合が悪く、何度か画面がフリーズしてしまったので、顔出ししない形で失礼させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

私も拝見していて、それまで参加していなかったのに、お叱りを受けるかもしれないのですが、少し気になったのが、やはり都税調ならではの視点でという形で、国際課税のところとか、デジタル課税のところをされるのであれば、GAFAMのところですね。21ページのところ、あと、それから提言のところなのですが、国の議論と地方自治体の議論がごっちゃになっているという感じがしたのです。

OECDにおけるデジタル課税の議論で、我が国の主張やプレゼンスが見えないというのは、これは確かに御指摘のとおりなのですが、釈迦に説法ですけれども、これ、何で止まっているかといったら、アメリカは大統領選挙があって、どっちが勝つか分からないしというのと、それから、ドイツはそれを見ているというのがあるのと、あと中国が入っていないのは、中国で課税したらバイドゥ（百度）とか自国のIT企業が国外に逃げるから課税できないと、結局そういう背景があるわけですね。それで、「デジタル課税の実現に向け、我が国がリーダーシップを持って合意形成を進めていくべきである」というコメントは、恐らくOECDとか国連とかの交渉の場での国の立場なので、そこは書かなくてもいいのではという気はしています。

それから、第I章のところですが、「将来を見据えた税制のあり方」という15ページ目で、例えばですが、東京に本社のある企業の経営者が海外に行ってしまうと、極端な話、ハワイでサーフィンとかをしながら、日本との時差があるので、午後になって日本が朝という時間になると働いて、ネットで、です。それで、また何か指示だけ出して、また遊びに行っちゃう。自分のフリータイムを楽しんでいるという、何かそういう人たちもごく一部にいるわけですね。ですから、そういうところで課税関係というのがどうなるかということ、恐らくですけど、ホームオフィスになると、例えば東京拠点を離れて仕事をしている人の所得がどこで上がったかという課税点（Taxing Point）を決定する国際課税（PE課税）の応用のような議論が、恐らく、今後出てくるのではないかなという気はしております。

これは次年度に議論につなげていただければいいのかなと思いますけれどもその辺りがコメントです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。小林委員、大丈夫ですか。

【小林委員】 最初のところの「一律給付と税による事後調整」と、それから、その次の「給付付き税額控除の検討」というところですね。これって基本的には単純な理論的な話でいうと、一律給付と比例的な所得税を組み合わせることによって、再分配を行うという話で、ほぼ同じことを言っているんですね。ただ、大きな違いは、現実問題としてタイミングの違いで、最初に配って後から回収、稼いだ人からは回収するという形にするのか、それとも税制であれば、その所得が確定した後の話なので、完全に事後的な調整ということになるので、その大きな違いということになるかと思うんですけど。

結局そのときに、前半の話で出たように、本当に必要な人に渡ることという話と組み合わせる必要があって、給付付き税額控除の場合、諸外国で導入されているものは全員に税額控除を適用するんじゃないかと、低所得者に限定するものと、税に適用するものというのがあるって、日本で議論されてきているやつも、割と一律に全員に同じ税額控除を適用して、それから、その比例ないし累進的な所得税を組み合わせることによって再分配ができるというそういう話ですので、果たしてそれで今回のような、本当に必要な人に行く仕組みになるのか。

特に、どうしても税額控除で一律に配る。あるいは、今回の一律10万円でもそうなんですけど、極端

に言えば生活保護に代わるような存在には到底なり得ないわけですね。そうすると、本当にそういう形で、きれいな再分配が一点できるように見えるんですけども、それで本当に必要な人のところに届くのかというようなことを考える必要があると思いますので、そこで一律の給付が望ましいのかという議論と、それから事前の給付か事後の給付かというところと、そういったところの整理をしていただくといいんじゃないかなと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、皆様、佐藤委員から御発言をということで、よろしくお願いします。

【佐藤委員】

今の小林先生からのコメントから始めたいと思うんですが、今回は一律給費と税による事後調整。これは、ある意味緊急避難措置だと思うんですね。なので、例えば100万円支給しますと。欲しい人は手を挙げてくださいと。でも、実際その人の所得が高ければ、後で返してくださいというやり方なんで、ある意味今回の一律、事後調整は緊急避難措置。ただ、恒久的な仕組みとしては、給付付き税額控除でちゃんとやりませんかという、何かそういう時間軸的にはそういう理解かなと思いました。

あと、幾つかコメントなんですけど、この提言のポイントの3ポツ目の、「国の責任で行うべき地方税の軽減措置云々」なんですけど、これは一番手っ取り早いやり方は交付税の中でこれをやっちゃうことで、つまり通常は、交付税はあれですよ、標準税率なんで、別に減税したからといって交付税が増えることはないですけども、ただ今回緊急避難措置ということであれば、交付税の中で基準財政収入のところ、調整をするというのは一つありかもしれないということだと思うんですね。

ただ、東京都にとって気の毒なのは、もしかしたら結局はもらえないかもしれないということ。もしかしたら、今回は、東京都は交付団体になるかもしれないという、そういうやり方は一つあるのかなとは思いました。

それから、気になったのは、軽症者等への支援なんですけど、自宅で療養するというのが是かどうかなんですね。本来は、結果として本人の都合でとか、家族とかの関係で、自宅で療養する人はいてもしょうがないのかもしれませんが、本来は感染者については、宿泊療養施設。病院はともかくとして、宿泊療養施設に滞在してもらおうというのは、これは原則だと思うんですね。ここで自宅療養する人たちに何らかの補助をするというのは、間違えたメッセージを送りかねないかなという気がするので、ここは慎重な対応が求められるんじゃないかなという気がします。

それから、将来を見据えた税制のあり方のところで、所得情報を正確に把握するという事なんですけど、これ、もっと大事なのは、さっきの上の給付付き税額控除や個人住民税の現年課税化とも関わるんですけど、リアルタイムに把握しなきゃいけないんですよ。今は自治体が持っているのは前の年の所得情報で、だから、それに基づいて課税もできるわけなんですけれども、リアルタイムの情報の捕捉というのと、それから徴税に関して言えば、本来は国と地方一体でやればいい。つまり源泉徴収も、国税も地方税も一緒にやればいいという仕組みがあつていいわけだと思うので、ここは国と地方の連携というのも一方であつていいのかなと思いました。

それから、あと医療に関してなんですけれども、コロナ患者を受入れている、あるいはコロナ対策に何らかの形で貢献している、例えば、コロナで例えばクラスターを起こした病院から転院してきた患者さんを受け入れるとか、それから、あるいは医師や看護師を派遣するとか、何らかの協力をした結果として経営難に陥っている。そういう病院については支援する価値があると思うんですが、それ以外は通常の事業

者ですから、通常の事業者と同じ対応で私がかえっていいと思うんです。もし、通常の事業者として今回の例えば固定資産税の減免とかをするのであれば、それはそれで結構です。病院だからといって、普通の病院ですよ。コロナと直接関わらない普通の病院に対して特別な扱いをするというのは、この段階で果たして必要かどうかというのは、私はやや疑問かなと思いました。

取りあえず以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして高端委員からもリクエストが来ていますので、よろしくをお願いします。

【高端委員】

10ページと11ページのところで、まず緊急措置としての一律給付金の話があり、その次にすぐ給付付き税額控除を検討せよという話に流れるわけですよ。実態を踏まえると、何か大事なところが完全にスルーされている気がしています。具体的には、まず11ページの「給付付き税額控除の検討」のところの2ポツ目のところで、「先述の「特別定額給付金」が重要な役割を果たしたと言える」と言っているわけですけど、一体どれほど重要な役割を果たしたのかという点です。

先ほど佐藤委員も似たような御指摘をされたかと思うんですが、本当に困窮している人に1回切りの10万円を差し上げても、根本的には何の解決にもならないわけですよ。要するに問題は、先ほど大分前に金井委員が非正規雇用の根本的な問題を御指摘なさいましたけど、それに合わせて、緊急対策としてではなくて、平時からの社会保障制度、特に所得保障のセーフティネットの脆弱さ。これがあるからこそ、10万円配らなきゃみたいな話になってしまっていて、しかも10万円配っても大して有効な対策にならないという現状があるわけです。

具体的には、御存じのとおり生活保護が極めて使いにくいし、公的な住宅手当が事実上存在せず、住宅確保給付金は非常に選別性が強い。あるいは、社協の福祉貸付けなども体制が追いつかずタイムリーに給付されない。いろいろそういう問題が、コロナによってあぶり出されたというのが現状なので、少し平時からの現金給付を中心にしたセーフティネットの脆弱性を、しっかり直視していかなきゃいけないというような指摘が多少でもないと、何か的外れな議論をこの10ページ、11ページでしているような印象を受けてしまうかなと思います。

あと、10ページの一律給付金のところの3ポツ目の3行目のところで、「救済すべき者の取りこぼしがない点で有効だと言える」という表現があります。

これについては二つの点が気になります。一つは、「救済すべき者」というのが極めて上から目線ではないか。せめて「支援すべき者」に見直すべきじゃないかということです。

もう一つは、これは実際支援すべき者をどう定義するかによりますけれども、「取りこぼしがない」と言っちゃっていいのかという点です。ご存じのとおり、住民票の所在の問題で申請が非常に難しいとか、あるいは外国人の場合とか、さらには無戸籍者の存在とか、いろいろ当然に「取りこぼしがない」とは言えないと思いますので、ちょっとここはご検討いただきたいと思います。

あともう一つだけ、すみません。11ページの後半部分ですね。給付付き税額控除の話になります。

給付付き税額控除について、11ページの下から2ポツ目で、類型を示して、我が国にとって最もふさわしい類型を極めつつということで次のポツに行くわけですけど、どうなんでしょう。少なくとも私は、この流れだと、下から2ポツ目で挙げた類型の中から、望ましい類型を選びましょうというニュアンスに読めてしまうんですけど、そういう流れでいいのかなという気がします。この類型の中から選ぶべきだという話ではなく、類型も参考にしつつ制度設計をよく検討すべきだという趣旨なのであれば、そのような

文言にしたほうがいい気がいたします。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他に、このセッションで御意見、ございますか。沼尾委員、よろしくお願ひいたします。

【沼尾委員】 すみません。細かいところだけ一点です。

10ページ目の(2)のタイトルが、「生活と事業継続を支える税制措置」となっていて、これ、確かに事業継続という意味での支援というのを行われてはいるんですけども、逆にここでいろいろな課題が浮き彫りになって、新たな事業展開というのを支えるような税制措置というところもあり得ると思うので、継続というのを落とすとか、事業活動とか、つまり生活も事業も続きつつ展開するということだと思うので、この継続という表現を変えてもいいかもしれないと思いました。

細かいことですみません。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。工藤委員から、よろしくお願ひいたします。

【工藤委員】 ありがとうございます。

三点、少しかぶるところもありますので、手短かにコメントしたいと思います。

一つは、既に皆様方からもいろいろ出ている、特に先ほどたしか松原委員がおっしゃっていたかと思うんですが、デジタル化のところに関しまして、具体的には21ページから22ページにかけて、特に21ページかと思うんですが、デジタル化の議論は、今少し方向性が全体的に変わってきているのかなと思いますので、私もこの「我が国がリーダーシップ云々」というのを、ここでわざわざ言わなくてもいいのかなと。デジタル課税についての議論が今後進んでいくことは間違いないですが、少し様子見のような状況にもなっているところもありますので、このところは書きぶりをご検討いただければというのが一点です。

二点目は、テレワークに関するところ。具体的には14、15ページになります。

14、15ページは、ここで指摘されている多くのポイントというのは、基本的には同意といいますか、理解できるんですが、日本で、海外でやっているようなテレワーク支援を進めるような書きぶりになっているような感じなんですが、実際にこれを東京都で当てはめるとどうなるかということ冷静に考えるならば、日本の中では東京とか大都市圏の住居環境というのは地方に比べると悪いわけですし、実際、東京都民が東京都の会社に働きつつテレワークをしているのか、先ほどの松原委員の御指摘にもあったように、外に出て地方からテレワークをしているのかなど問題も出てきますので、ここを何かあんまり細かく書き込んでも、今回の答申の意味として、どれだけ東京都のユニーク性というのが出せるのかということ、疑問かなと思います。何らかの新しい方向性があるべきだということについては、私も異論はございませんが、ここまで細かく具体性を持つ必要があるのかなというのが二点目です。

三点目は固定資産税の部分です。

15ページだと思うんですが、固定資産税のことは、前の議論、今年ではなくて、昨年もし上げたかもしれないんですが、固定資産税に関しては、東京都があんまり何か積極的に固定資産税云々と言いつつ、昔の23区問題が再燃しないかと懸念をしております、今は、23区は固定資産税をくれという議論は下火にはなっていますけれども、固定資産税のことを東京都が振りかざして言うのは大丈夫なのかなという若干懸念がございます。ここは、ですから問題がなければいいとは思いますが、そのところはご検討いただければと思います。

一方で、確かに固定資産税問題というのは、住宅用地に関しての課税の特例措置だけではなくて、もし本当にテレワークなどが仕事の働き方として定着すると、もう少し複雑な問題が出てくると思いますので

、あんまり単純化してしまっても、かえって誤解を招いたりしないのかなという点も若干気にしておりますので、ご検討いただければと思います。

以上三点です。ありがとうございました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

金井委員、よろしく願います。次、石田委員にいきます。

【金井委員】 今回のテレワークの件なんですけれども、前半の議論ですと、テレワークができるような正規雇用の方がむしろ余裕があって、それを何か税金を減税する方向で議論するというのは、あまり公平ではないのではないのかなと。むしろ都心にオフィスを持たないように、追い出し税的な形で、むしろ固定資産の負担を重くする方向でやった方がいいのではないかと思います。テレワークをやりたければ企業は勝手にやるでしょうということなので、それを支援するんだったら、むしろ東京から追い出して、それは淡路島でもニセコでも、どこでもいいですけども、どこか他のところに行ってくれとする方が、公平なのではないかと直感的には思います。

それから、14ページ、「育児・介護などの家庭生活と仕事の両立に資する」というのは少し楽観的過ぎて、むしろ家庭生活や育児、介護と仕事が混然一体となって、ますます悲惨なことになるということもあるのです。一概に自宅でのテレワークがいいとは言えないので、もう少しニュートラルでなければいけないのではないかなと思います。

企業がやりたいんだったら勝手にやるでしょうという話であって、行政としてそこまでやるべきことなのかなという印象を少し受けたということがあります。

それから、もう一つ私、よく知らないんですけど、10ページで、現在の特別定額給付金というのは雑所得にはならないということなんですけれども、その制度設計を今さら直すことはできないということなんですか。最初から雑所得にしておけばよかったわけですね。なぜ、そういう設定になったのかというのがよく分からないので、それは教えていただければなと思います。以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

じゃあ、今の点は後ほど事務局からお答えいただきたいと思います。

石田委員、よろしく願います。

【石田委員】 やはり先ほど佐藤委員がおっしゃったように、いろんな理由で自宅の方もいらっしゃって、本当は自宅やあんまりそういうところで療養するのはよくないけど、どうしても介護の問題、いろんな問題、接触しちやいけないけども、でも自宅でやっている方がいるというので、ここは抜けない点もあるのかもしれないんですけど、具体的に対象として、日用品の個別金額の算定が困難な場合はとあって、この括弧書きで書いてある対象として考えられる日用品等の例って、ここまで書く必要があるのかなということも思いました。何か、やはり軽症者に対しても何か措置は必要であろうと、検討すべきであるところまでいいけど、ここまで具体的に書く必要があるのかなというのは思いました。というのは、医療費控除があったり、色々なものがあるから、そこで何かできる工夫……

【工藤税制調査課長】

今石田委員から御指摘がありました一点だけ説明をさせていただきます。

確かに一昨日ご送付させていただきました答申のところにはそれが入っているんですが、その後少し見直しをして、そこが細かいというところで、昨日お送りした答申のところでは、その日用品の例は全部カットしております。すみません。直前の送付になってしまっていて、申し訳ございませんでした。

【諸富小委員長】 ついでにといたら変ですけど、金井委員からのご質問がございましたよね。これ

はいかがでしょうか。

【工藤税制調査課長】 なぜ、今非課税になっているかというところにつきましては、こちらで確認をしまして、次回御説明させていただければと思います。

【諸富小委員長】 では、次回ご回答いただくということで、お願いいたします。

他の委員の皆様、いらっしゃるでしょうか。オーケーでしょうか。

では、このセッションを終わります。次、進ませていただきたいと思います。

事務局から引き続き「第Ⅱ章感染症対策と税制」のうち、2ですね、「感染症対策における地方の役割を踏まえた税制」について、御説明をお願いいたします。

【高瀬税制調査担当課長】 それでは、御説明させていただきます。

こちらのパートは、財源の話ということになります。

既にこれまでの議論の中で触れられている部分もございますけれども、改めて本文に沿って、御説明させていただきます。

まず、18ページをお開きください。

「(1) コロナ感染拡大と財政状況」では、コロナ危機とリーマンショック等の過去の危機との公債依存度の比較であるとか、現在の基礎的財政収支の赤字の状況について説明してございます。

また、続けて、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」について説明をした上で、現世代の責任として、将来世代の負担拡大を座視しないと。財政状況の改善に向けて税制の観点から検討することは、緊急対策として必要な税制措置を講ずることと同様に重要であるとしております。

続く、19ページから始まります「(2) 世界的に増大する感染症リスク」の中では、感染症の世界的流行のリスクは、これまでになく高まっているとも考えられるとした上で、感染症対策には国境を越えた取組であるとか、感染拡大時の社会経済活動への影響を最小化する備えが必要であり、こうした感染症対策の財源となる税源を、国際協調の下で模索していくことが求められるとしております。

次に、20ページから始まります「(3) 感染症対策における地方の役割」でございます。

感染症対策における保健所等の地方自治体の役割であるとか、権限の大きさについて説明をしました上で、感染症対策はアドホックな対応で終わるべきではなく、中長期的な視点で感染症に備える地域の体制を平時に整備しておくことが必要であり、そのため、地方創生臨時交付金、あるいは緊急包括支援交付金、こういったものは拡充・継続を積極的に検討し、将来に向けて、感染症対策のための税源は別途検討すべきであるとしております。

次に、21ページから始まります「(4) 感染症対策のための税制構築に向けて」では、感染症のような地球規模の課題に各国が適切に対処できず、グローバル化の基盤が損なわれれば、国境を越えた経済活動を行う企業等の経済主体に甚大な影響が及ぶということは明らかであり、その意味で、EUとで今、コロナ対策の税源として検討されている、デジタル課税、国境炭素税、金融取引税は有望な税源であるとする一方で、こうした仕組みについては、国際協調の視点に立って進めていく必要があるというようなことを書いております。

それから、続けて22ページから23ページにかけてのところになります。現在、感染症対策の財源確保は世界共通の課題であり、為替取引への超低税率課税で一定規模の税収を見込めるトービン税の議論を進めるべきとしています。なお、このトービン税につきましては、前回の小委員会の資料の方に解説資料をおつけしておりますが、金融取引税が株式、債券、デリバティブなどあらゆる金融資産の取引に課税するものであるのに対し、通貨取引に課税するというものでございます。

次に、先ほども委員から御指摘があった点になりますけれども、OECDにおけるデジタル課税の実現に向けてというところになります。

「我が国がリーダーシップを持って」というところは、そこは削除するべきという御意見をいただきましたが、するべきとする一方で、それが難しい場合には、我が国独自のデジタルサービス税導入の可能性も検討するべきと、これは昨年度の答申でも提言しているところですが、そんなふうにしております。

次に、23ページの最後のポツになりますけれども、グローバルな経済活動に課税する観点から、EUで検討されているような国境炭素税も候補として考えられるが、その合意形成が難しい場合には、「地球温暖化対策のための税」、「温対税」への税率上乘せの可能性も考えられるとしております。

こちら平成30年度の答申の中で、温対税の税率引上げについては一度提言をしているものでございます。

その他、24ページには、経済本格回復後の、経済が本格的に回復した後の国際観光旅客税だとか、東日本大震災の復興特別税方式についての提言であるとか、言及もございますけれども、特に復興税方式の導入については、慎重な検討を要するとしております。

最後、25ページになりますけれども、将来的にこのような税制が整備された場合には、これらの税収は適切な時期に特別会計化して、これを基にコロナ国債を償還するとともに、新たな感染症への備えを強化する観点から、地域の検査・医療提供体制の強化・充実に向けて、地方に交付金を配分するということとともに、世界の感染収束に向けても国際機関等に資金を拠出することも検討するべきであるとしております。

なお、これは参考情報になりますけれども、25ページに書いてございますような国際機関のCEPI、Gaviにつきましても、本年4月の閣議決定で決められた補正予算におきまして、CEPIに106億円、Gaviに110億円で合計216億円拠出するということとされており、これは「国内のワクチン開発の支援」100億円の倍以上となっているということと、また、二次補正予算の予備費からは、COVAXファシリティに対し172億円を拠出するということも閣議決定されているということで、一般財源の方でコロナ対策に取り組む国際機関等への拠出は、既に行われているということもございます。

以上で、第II章2の答申本文の説明は終わりになります。よろしく申し上げます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、早速ですが、土居委員から、よろしく申し上げます。

【土居委員】 ありがとうございます。

幾つかありまして、まず、最初のプライマリーバランスの件なんですけれども、何ていうか少し他人事というか、国の方が悪くなって絶望的ですよというふうな、突き放したような書き方になっているように読めるので、むしろこの厳しい財政状況を国も地方もきちんとわきまえた上で今後考えなきゃいけないんだという、そういうトーンにするべきなのではないかと思えます。

特に18ページの2029年がPB黒字化だとされているけれども、常軌の楽観視になるような実現可能性は低いということは、これを読むとプライマリーバランスの黒字化というのは2030年度以降じゃないと無理だよと書いていと読めると。そうでないとすれば、書き方を改める必要があると思うんですけれども。

問題は、2025年は難しいだろうということは誰でも薄々気がついてはいるけれど、それをあえて言わないで、かといって閣雲にこの目標を先送りされないようにしなきゃいけないという踏ん張りどころというのが今の時期なんですね。そうすると、いや、そんな2029年なんて無理だから、もう2030年

度以降の、いや、もう2030年なんて考えられないんだから、プライマリーバランスの黒字化自体も放っておけばいいじゃないかという話に破綻しかねないという懸念を強く抱くわけです。

ですから、この書き方は、確かに楽観的な経済見通しというのは私もそのとおりだと思うんですけども、かといって黒字化をもっともっと先送りするべきじゃないということを、しっかり書いておかないといけないということなんだと思います。

もちろんそれは、都税調が言うからには、国と地方のプライマリーバランスの黒字化なんだということですから、都としても財政健全化に貢献しながら、できるだけ早急のプライマリーバランスの黒字化を目指すとするべきなんだと。決して楽観的な経済見通しではあるけれども、プライマリーバランスの黒字化を先送りするという話にしてはいけないということを強調しておく必要があるんじゃないかと思います。

それについて、提案がこの中に、環境税とかはこれで思うんですが、一部は、これは少し無理筋じゃないのかとか、なかなかそうはいつても空文化するんじゃないかというようなものがあるので、そこは削除なり、書き方を抜本的に変えていただいた方がいいんじゃないかと私は思います。

これは、これまでの都税調でも議論してきたことかもしれないですけども、やはりコロナの影響で環境が変わったという部分に相当するんじゃないかと思います。

それはどういうことかという、まずトービン税ですね。確かにEUは議論の俎上にのせようとはしているけれども、それは既にフランスとかで国際連帯税とかを課税しているという実績があるからなわけですね。

ところが我が国の状況はどうかというと、前回も御紹介させていただきまして、外務省の有識者懇談会で、今チャットにURLをお送りしましたがけれども、この検討会で国際的な課税に関連する、デジタル課税も含んでいるんですけど、検討をしているわけです。デジタル課税は、これはどちらかというと財務省の話なんで、そこまで深入りはしていないんですけど、国境を越えるという点では、金融取引税ももちろんこの議論の俎上にのせましたし、それから国際観光旅客税のようなものもせたくんですが、はっきりそこまでは書いていないんですね。これらはどうも、我が国の税制論議の中では無理筋だということを事実上認めたような、そういう書きぶりになっていまして、というのは、順不同ですけど、国際観光旅客税は確かにここで原案に書いてあるように、感染症対策を地域で行うためのというようなことなのかもしれないけれども、これだけ航空業界が大打撃を受けているのに、さらにまた税金をかけるのかという、コロナ以前ならまだしも、コロナ以後だとなおさらその課税は難しいという現状認識があるというのが、有識者懇談会での認識でして、なかなか中央省庁間での意見交換というか、つまり国交省と外務省で事前に意見をすり合わせても、いや、それはちょっと勘弁してくれという、そういうふうな門前払い的な状況というのが、この国際観光旅客税の現状なんだろうと思います。

それから、トービン税は、ただでさえ日本で金融市場のグローバルな地位を高めようと、日本の金融市場のグローバルな地域を高めようというような状況の中で、為替取引に僅かであろうとも課税をしようものなら、ただでさえ香港にダメージがありつつあって、それが他人の不幸を喜んではいけなないけれども、金融市場の位置づけという観点からすると、東京再浮上という可能性も少し見えるんだけれども、ここでトービン税なんてかけようものなら、ましてやそんなのは無理だというふうな話になりかねないというような、そういう状況ですので、私は、コロナ後のことを見据えると有益な財源だと、有望な財源だとはとても言えないような状況なんではないかと。だから、書いてもいいけど空文化するとか、無理筋なんだから、そもそも書かない方がいいと、そういうふうに私は思います。環境税は、むしろ逆に追い風になっているという感じはしますので、これは、私はいいいと思います。

それから、最後に一点なんですけども、復興特別税の話に言及があって、これはこれでいいんですけど、これが最後なのかというね。極端に言うと、基幹税をいじらずに、瑣末な税で何とか取れないかといえば、確かにそうなんです。私もそういう発想がどうしても出てくる。つまり消費税率を10%に上げたばかりだし、かといって所得が減っているという状況だし、そんな中で基幹3税、所得税、法人税、消費税でさらなる増税を提起できる時期なのかと言われると、なかなか難しいという気持ちはよくよく分かるんですけど、基幹税もお忘れなくという感じで、最後におまけでついていると、何だ、瑣末な税から、上げられるところから上げたらいいじゃないかみたいなふうに思われないうような、基幹3税は一番本来はそこなんだということを言いつつ、もちろん佐藤先生がよくおっしゃるように、臨時的なコロナの財源のために消費税を使うなというのは、私もそのとおりでと思うんですけど、いずれにせよ、そういう基幹税が無理筋だから、他の税でとは聞こえないように書くというのが大事なんではないかと思います。以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他の委員の皆様、いかがでしょうか。

佐藤委員、じゃあ、よろしくお願いします。

【佐藤委員】 佐藤でございます。

トービン税は実際無理筋というのは分かるんですが、国際協調の枠の中で、ですから、やるならシンガポールも一緒にやってねというのは、多分それは大前提だと思うんですね。

あと、最後の土居先生からの復興増税の話なんですけど、議論の順番として、それはむしろ前なんじゃないかと思っていて、つまり、もともと財政状況が悪くなっている。国も地方もということで、いずれにしても将来世代に負担を繰り越せないのだから、どこかの段階で増税せざるを得ないよねというのは、最初にあると思うんですね。参考例になるのが、多分東日本大震災で。ただ、あのやり方でいいのかどうかは別ですよ。ただ、一つのそういうステップがありますよね。コロナからのコロナ対策税というのはいずれやらなきゃいけないよねと。

ただ、やるとはいっても、日本だけでやるとなると、国際競争力上とかそういう問題があるので、理想的に言えば、国際協調の枠組みで持っていけないかなという、そういうステップではないかなという気がしたんですけども、何か順番がいきなり国際協調の話が出てきて、最後に確かに復興増税の話が出てきたので、いきなり現実に引き戻される感じになるので、そこはロジックの作り方ってあるんじゃないかなと思いました。

それから、最後のお金の使い方として、医療の充実というのがあるんですけど、求められるのは充実ではないと思っています。日本は十分充実しているんです。ベッドの数がたくさんありますから。でも、重要なのはその使い方であって、なので、医療提供体制の見直しとか、再構築とか、かかりつけ医とか、デジタル化、オンライン診療とか、そういうところにお金を使うのは私は構わないと思うんですが、単に病院の数を増やせばいいというわけじゃないと思うんです。病院の数が多過ぎます、日本は。

なので、そこは提供体制の見直しとか、機能分化とか、そういったところを、もちろん一番使い勝手がいいのは今ならデジタル化とか、何かそういうところに重点的に投下していくというのが、そういう視点でいいのかなという気がしました。

それから、全体的を通して、立派な提言のような気はするんですが、これ、東京都は結局何するのというのがよく分からなくて、さっきの給付付き税額控除もそうですけれども、全部含めて国税、国に対する要望として言っているのはいいんですが、それで最後東京都は何をするんでしょうかねという、東京都と

しての独自性はどこに見いだすのかなというのが、特にさっき冒頭で言いましたけど、新しいライフスタイルが定着する中で、税制のあり方が見直されているというんだけど、東京都の中の税制は何を見直すんですかということですかね。それだったら、自分たちの中でできることって何なんだろうという、何かそこをもう少し深掘した議論がなきゃいけないのかなという気はしたんですけども。

取りあえず以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他の委員の皆様、いかがでしょうか。

金井委員、それから高端委員の順でお願いいたします。

【金井委員】 24ページに国際観光旅客税の話があって、無理筋ではないかということです。確かにここでの書きぶりもあくまで経済が回復した後にはということなので、昔のようにインバウンドがたくさんあるようになったら、それはかけられるでしょうけれども、今の時点でもうほとんど旅客もいないのにかけるというのは、ほとんど何をやっているんだか分からないという話になるのは至極もつとんど聞いていました。

ただ一方で、徐々に入国も増やすという方向になってきたときに、一定の資金調達をしなければならないという面もあるんじゃないかな。これは入国を増やすという方向に、往来を再開する方向にはネガティブに作用しますけれども、来た以上病気になって病院に行くかもしれないわけですから、入国時には強制保険に加入させるか、お金を入国のときに取るか。東京都での宿泊税とか、いろんな形でできるかもしれないんです。感染症だと公費医療なので税金で取った方がいいかもしれませんが。何らかの形で入国者に負担させるというのは、経済に逆行するかもしれないですけど、取りあえず人が移動するというのが東京都に負担を生んでいると。本来ならば昔から課税すべきだったのです。全然保険にも入らないで入国や入都を認めているということがおかしいということかもしれませんけれども、短期的には何らかの措置を取らないと、まずいのではないかな。千客万来でオリンピックだから、「来てください」、「来てください」といいかげんに入れたあげくに、医療問題だけ起こって金はないという事態に東京は特になり得るという意味では、東京は特に入国ないし入都において、資金負担といいますが、感染症対策負担を求める短期的な措置は必要なんではないかなとは思いますが。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

高端委員、お願いいたします。

【高端委員】 先ほど土居委員と佐藤委員が御指摘されたことについては同感で、景気が悪いから国内で増税できない、ましてや基幹税での増税なんて考えられませんよね。だから国際的な課税から、何か財源をひねり出しましょうというニュアンスに読めてしまうところが、やはりあると思います。

その点でいうと、この答申案の最初の方でも指摘されているとおり、震災復興のときも今回のコロナもそうですけど、打撃を受ける企業、個人が当然たくさん出てくる一方で、ある種の超過利潤というか、特需に沸く企業や所得が伸びた個人もいるわけですよね。所得税制なり法人税制が、ちゃんとそこをつかまえる仕組みになっていけば、そこで税収がそれなりに上がる面もあるはずですよね。ところが、そもそも基幹税制をどうするかという問題がこの答申案では完全にスルーされている感があります。

この都税調の去年の答申で、既に個人所得課税については、所得控除から税額控除の移行による所得再分配機能の強化の話はちゃんとしていますし、金融所得課税についても、きちっと方向性を出したわけじゃないですけども、検討して、答申にも書き込んでいるわけですね。去年も踏まえてということであれ

ば、この都税調で既にそういう論点を提起しているということを、改めて今年またこの文脈の中で出してもいいと思います。そういう意味でいうと、国際観光旅客税に税率を上乗せしろというような話より、担税力のあるところから基幹税で税を取るという本筋の話をきちんと入れるべきという気がいたしました。

あと、もう一つすみません。単なる文法的な問題なんですけど、24ページの国際観光旅客税のくだりで、「感染症対策分としての税率を上乗せも考えられる」となっているのですが、これは「税率の上乗せ」が日本語的には正しいかなと思いました。

すみません。以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

工藤委員からもリクエストが来ています。よろしくお願いします。

【工藤委員】 ありがとうございます。

一点のみです。

先ほど佐藤委員もおっしゃっていたかと思うんですが、感染症対策における地方の役割ということで、地域における感染症対策の部分ですが、ここでやはりデジタル化の話は、もう一回になるかもしれませんが、述べた方がいいのかなと思っています。現状、東京都内の各地域の保健所から、東京都への報告がファクスだったとか、いろいろ問題も指摘されてきているところであり、その行政のデジタル化を中心にやっていくというのは、一つ明確な目標にもなると思いますので、こここのところの書きぶりを、私は医療体制そのものというよりは、むしろ、東京都として、行政間の連携を強めていくこと。その行政間の連携をデジタル化によってより効率化することというのは非常にいい目標になると思いますし、増税が必要かもしれないけれども、もっといいサービスになりますよという姿が描けるのではないかと思いますので、ご検討ください。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

大体、沼尾委員からよろしくお願いします。

【沼尾委員】 ありがとうございます。手短かに二点申し上げます。

先ほど事務局から、医療関係の例えば税制優遇とかのことを検討していなかったということで、今回資料をつけていただいていると思うんですけども、コロナの患者さんを大量に受け入れたことによって、病床数を減らしたりして経営的に非常に厳しくなっている医療機関ですとか、あるいは破綻している介護施設なんかも出てきているので、やはりそういうところの必要な施設の維持というものを確保していくための税制措置というのは、考えられていいのではないかなと思うんですが、ただ、それを全ての医療機関に提供するというような話ではないのではないかなと思いますので、そこをどう書いていったらいいのか、私は現場のことがよく分かっていないので、適切なコメントができないところはあるんですけど、何かそこはもう一回小委員会で議論できたらいいんじゃないかなと思いました。

それから、もう一点は、今のところなんですけど、これまでもいろんな先生方から意見が出ていますが、後段は感染症対策のための税制という話で、つまり施策として感染症対策に対応するための税制ということになっているんですけども、今日の議論を聞いていても、今回のコロナから出てきた、これまでにあった社会課題というものが浮き彫りになっている話とか、先ほどの生活困窮している人に必要な支援がアクセスできていないとかということも含めて、そこに対応していくためのこれからのデジタル化への対応だとかということも含めた財政需要というのを、どう考えるのかという視点も見ておく必要があるんじゃないかと。

21ページのところで、新型コロナウイルスに対する地域の備えとなっているんですけども、今日最初の方で佐藤委員からも、これ、感染症だけじゃなくて、様々なリスクがこれからあるだろうということも含めた、本当に住民の安心・安全を確保するという意味での地域の備えというふうな形に、もう少し今回のことをきっかけにした体制の構築、基盤構築ということを踏まえた財源確保という書きぶりにしてもいいんじゃないかと思いました。そう考えたときに、地方創生臨時交付金の話だけが書かれているんですけども、基盤となる財源確保をどうするかという視点で、もう少し加筆されてもいいのではないかと思います。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そろそろ時間が参りましたので、最後に池上会長から全体を通じてのまとめの発言、ないしはお気づきになった点について、何か特段のコメントがございましたら、よろしくお願いたします。

【池上会長】 小委員の皆様から大変貴重なコメントをいただきまして、ありがとうございます。

一々数えたわけではないのですが、おそらく50点以上のいろいろな御意見が出されました。それについてのコメントは、今はできませんが、方向としては、ここに出された原案について、それを改善していく、こういうところがまだ不足しているんじゃないかと。もちろん修正した方がいいというものもいろいろございましたが、基本的にはこの原案を改善して、よりよい答申に持っていく、そういう方向の御発言だったと思いますので、これにつきまして、諸富先生、それから事務局とも相談して、改善を図っていきたい。といっても、結構時間が限られているところもございますけれども、可能な限りそれを生かしていけると思っております。

ただし、税制を超えて、いろいろな施策に対するコメントもございましたので、それをどこまでここで書けるかという点も考えなければいけないのですが、しかしできる限りそれを生かせる方向で、私は考えたいと思っております。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

私も、大変皆様方に貴重な御意見をいただきまして、また、先生方のそれぞれの視点から大変興味深く御意見を拝聴しておりました。今、池上会長からもお話がありましたように、皆様からいただいた御意見というのは事務局とも相談しながら、答申案文ですね。作成を進めてまいりたいと思います。作成した案文は次回ですね。第4回小委員会でお示しをいたしますので、その際に再び御意見をいただければと思っています。どうぞ。

【高端委員】 イレギュラーな発言で申し訳ありませんが、「コロナ」と略すことについては、大丈夫ですか。御存じのとおりコロナという企業もあります。国とか含めて、新型とかわざわざつけたりしているのは、その辺の配慮があるんじゃないかと思ったので、本当に「コロナ」でいいのかということが気になりました。

【諸富小委員長】 分かりました。ありがとうございます。

それ、後でまとめて、今の点もご回答いただくことにします。

ということで、最後に事務局から次回の日程の御説明をいただきます。高端委員から御指摘のあった点も併せて、ご回答いただければと思います。よろしくお願いたします。

【工藤税制調査課長】 確かにコロナという会社があるという御指摘につきましては、ございましたので、そこも含めて改めてもう一度、今回の答申の中ではこういうことがいろいろと、コロナウイルス感染症という長い言葉、COVID-19というところもございますので、少しその辺の呼び名と読みやすさという視点で、少しうまくできればなと考えていたんですが、そういったところも配慮する必要があるかなと思

ますので、改めて検討させていただければと思います。ありがとうございます。

今日は、本当にいろいろな御意見をありがとうございました。次回の第4回小委員会につきましては、10月23日の金曜日、再来週になります。時間は同じ10時からとさせていただきます、形式も同じようにオンライン形式で開催させていただきたいと思っております。答申案を御審議いただきますので、今回と同様、非公開ということでさせていただきます。

事務局からは以上です。

【諸富小委員長】　ありがとうございました。

それでは、本日の議事はこれにて終了いたします。本日はお忙しい中、ご参集いただきまして、本当にありがとうございました。

これをもちまして、第3回小委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。